

## ※ 保育を必要とする事由を証明する書類について ※

該当する事由に応じて、必要書類を父母それぞれ1枚ずつご提出ください。

(兄弟姉妹で入所する(している)場合でも、入所児童の人数分用意する必要はありません)

※幼稚園または認定こども園で1号認定を希望する(受けている)方は提出不要です。

### 【重要】就労(予定)証明書の様式が変わりました。

就労先に就労(予定)証明書の作成を依頼する際は、必ず「保育の必要性の認定に用いる就労証明書の様式について」を一緒に提出してください。

(人事担当者様宛の「就労証明書記入要領」が含まれており、記入要領の事項を満たしていない場合、証明書の再提出をお願いすることがあります。)

### <提出書類一覧>

保育を必要とする事由 【必要最低時間数】		入所可能期間	提出書類	注意事項
①就労 【月64時間以上】	会社などに勤務 (雇用主がある場合)	4月～翌3月 ※雇用期間の定めがある場合は雇用期間が終了する日の月末まで	①就労(予定)証明書	<p>①平成30年4月以降の就労状況について確認がとれる証明書を提出してください。契約更新の兼合いで受付期間内に用意できない場合は、申込時に申告してください。</p> <p>例) 4月の入所を希望している(または4月以降の継続利用を希望している)が、雇用契約期間が3月31日以前に満了し、契約更新がある場合 →契約更新後の就労証明書を提出してください。</p> <p>②【事業者証明欄】は必ず就労先に記入してもらってください。就労先で事業所名及び証明印のみ捺印し、保護者本人が就労状況を記入して提出するケースが見られます。(証明内容に疑義が生じた場合、就労先に問い合わせを行うことがあります。)</p>
	自営業		①就労状況申立書	
	農業		①就労状況申立書 ②農地基本台帳記載証明書 ※町内に農地がある場合、農業委員会、各支所で交付します。	

裏面へ

保育を必要とする事由 【必要最低時間数】	入所可能期間	提出書類	注意事項
②妊娠・出産	出産予定月の前後 2 ヶ月 を含む最大 5 ヶ月	①母子健康手帳の写し	
③保護者の疾病・障がい 【月 64 時間以上 (1 日 4 時間以上、週 4 日程度)】	4 月～翌 3 月 ※入通院見込が年度内で終了する場合は、見込期間が終了する日の月末まで	①医師の診断書 ②各種障害者手帳など	<b>家庭で児童を保育することができないことについて、医師の診断が必要です。</b>
④親族の介護・看護 【月 64 時間以上】	4 月～翌 3 月	①介護・看護申立書 次のうちいずれか 1 つ ②医師の診断書 ②障害者手帳 ②介護保険証	
⑤災害復旧	4 月～翌 3 月	①申立書、り災証明	
⑥求職活動（起業準備含む）	3 ヶ月	①ハローワーク登録カード	
⑦就学（職業訓練含む） 【月 64 時間以上】	就学期間が終了する 日の月末まで	①在学（受講）証明書 ②日程表、時間割表など	
⑧育児休業	育児休業期間が終了する日 の月末まで	①就労（予定）証明書	①産休・育休期間及び復職（予定）年月日について記載された就労証明書を提出してください。 ②育休期間中の新規入所はできません。 (育休取得時に既に保育所等を利用しているお子さんがいる場合のみ、事由として認められます。)
⑨その他（虐待・DV 等）	福祉保健課へご相談ください		

保育所、認定こども園の保育利用は、保護者等が日中に自宅でお子さんを保育できないことが条件となります。

**事実と異なる証明書類を提出した場合、状況を確認のうえ、虚偽申請とみなし利用を取り消すことがあります。**